**先着順による売払いの概要**

　　一般競争入札において落札者がなかった物件等については、期間を定めて、予定価格以上の見積金額を最初に提示した方に、当該財産の売払いを行います。

なお、物件・手続等の詳細については、申込先課にお問い合わせください。

１　先着順による売払い物件

先着順による売払いを行う市有地（対象物件）は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書をご覧ください。

対象物件一覧　（所在地の静岡市は記載省略）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件  番号 | 対象財産の所在地 | 現況地目  建物種類 | 実測面積 | 予定価格  (最低売却価格) | 申込先課  （電話） |
| 6-1 | 清水区八千代町129番 | 宅地 | 203.42㎡ | 16,720,000円 | 住宅政策課  054-221-1590 |
| 6-2 | 駿河区高松3399番 | 宅地 | 130.11㎡ | 5,397,547円 | 住宅政策課  054-221-1590 |
| 6-3 | 清水区興津本町307番２ | 共同住宅 | 314.64㎡ | 670,000円 | 教育施設課  054-354-2511 |
| 6-4 | 清水区興津本町307番２ | 宅地 | 490.64㎡ | 2,720,000円 | 教育施設課  054-354-2511 |
| 6-5 | 清水区蒲原四丁目  1673番105 | 雑種地 | 85.74㎡ | 2,480,000円 | 清水道路整備課  054-354-2056 |
| 6-6 | 清水区三保字羽衣脇  1599番１ | 宅地 | 2806.35㎡ | 28,688,000円 | こども園課  054-354-2633 |
| 6-7 | 清水区興津中町字東下側  1898番 | 宅地 | 119.76㎡ | 5,224,523円 | 管財課  054-221-1181 |
| 6-8 | 清水区二の丸町85番13 | 宅地 | 52.29㎡ | 3,790,000円 | 管財課  054-221-1181 |

（注１）物件によっては売払いを中止する場合があります。

（注２）物件番号6-1、6-2は当地に住宅を建設する子育て世帯（小学生以下の子どもがいる世帯）のみ応募することができます。

（注３）物件番号6-3、6-4は併せてお申込みをしていただくことが売払いの条件となります（それぞれ単独での売払いはできません）。

２　参加資格

　　参加するものは、次に掲げるすべての条件を満たす者とします。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（２）暴力団排除に関する誓約書兼同意書第１項の規定に該当しないこと。

（３）買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第５号に規定する指定暴力団等の事務所の用途で使用しないこと。また、これらの用途に使用されることを知りながら、第三者に譲渡及び賃貸をしないこと。

（４）物件番号6-1、6-2に申込む場合、下記事項についての誓約書（Ｐ21）を提出すること。

①用途の指定

申請者は、次のいずれかの用途に使用すること。

・専用住宅の敷地

・併用住宅の敷地

（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の２分の１未満のもの）

②実地調査の同意

申請者は、静岡市が前項に規定する指定用途の履行状況等を確認するため、必要に応じ実地調査を行うことを認めること。

（５）物件番号6-3、6-4は併せて申込みすること。

３　受付方法

申込みの際には次の書類を申込先課へ提出してください。

（ファクシミリ及び郵送による受付は行いません。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 普通財産買受申出書(入札不調財産用) | 普通財産買受申出書(入札不調財産用)（P15） |
| ２ | 暴力団排除に  関する誓約書  兼同意書 | 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（P17～P18） |
| ３ | 印鑑登録証明書 | 個人（共有を含む）が申込む場合に必要となります。  提出日前３ヶ月以内に発行されたものを１通ご用意ください。 |
| ４ | 印鑑証明書 | 法人が申込む場合に必要となります。  提出日前３ヶ月以内に発行されたものを１通ご用意ください。 |
| ５ | 住民票 | 個人（共有を含む）が申し込む場合に必要となります。  提出日前３ヶ月以内に発行された、本籍が記載されているものを１通ご用意ください。 |
| ６ | 法人登記簿謄本（現在事項  全部証明書） | 法人が申し込む場合に必要となります。  提出日前３ヶ月以内に発行されたものを１通ご用意ください。 |
| ７ | 委任状 | 代理人が申し込む場合に必要となります。（P16） |
| ８ | 誓約書 | 物件番号6-1、6-2に申込む場合に必要となります。  誓約書（P21） |

　　＊印鑑を使用される場合は、印鑑登録証明書または印鑑証明書と同一のものをご使用ください。

４　受付期間

|  |
| --- |
| 【年月日】　令和７年１月17日（金）から  令和７年11月28日（金）まで  ※土曜日・日曜日・祝日を除く。  【受付時間】午前９時から午後５時まで  （正午から午後１時までを除く） |

５　売払いの決定方法

①対象財産の予定価格(落札者が契約を締結しなかった対象財産については落札価格）以上の買受金額を提示した方を、先着順により売払い相手と決定します。

②各日の受付開始時点において、①の条件を満たす方が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した方と、売買契約を締結します。なお、提示金額が同額である場合は、くじにより売払い相手を決定します。

６　契約保証金

申請者は契約を締結する時までに、契約保証金として見積金額の10％以上の金額を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

７　契約の締結

申込みの日から15日以内（土日祝日含む）に、契約を締結します。（P12～P14　契約書）

８　売買代金の支払い

契約締結から30日以内（土日祝日含む）に、売買代金を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

＊申請者が売買代金を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。

その場合は、契約保証金は静岡市に帰属することとなります。

９　所有権移転登記手続き等

売買代金納付後（農地の売買の場合は、売買代金納付及び静岡市農業委員会による農地法第３条の許可の後）、市が所有権移転登記手続きを行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は申請者の負担となります。

＊現状有姿での売払いとなります。

10　留意点

申込み及び契約に係る書類に使用する印鑑は、印鑑登録証明書または印鑑証明書と同一のものをご使用ください。